

令和3年7月12日

令和3年度第4回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会



議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 鹿児島県教育委員会 の行政組織等に関 する規則の一部を改 正する規則の制定に ついて</p>	<p>鹿児島県いじめ防止等対策 委員会条例制定に伴い、附属 機関として「鹿児島県いじめ 防止等対策委員会」を設置す ることによる所要の改正を行 おうとするものである。</p>	<p>特 記 事 項 な し</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第2号 鹿児島県立図書館 協議会委員の任命に ついて</p>	<p>鹿児島県立図書館協議会の 委員の2人の辞任に伴い、そ の後任を任命しようとするも のである。</p>	<p>特 記 事 項 な し</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第3号 鹿児島県立博物館 協議会委員の任命に ついて</p>	<p>鹿児島県立博物館協議会委 員の任期満了に伴い、次期委 員を任命しようとするもので ある。</p>	<p>特 記 事 項 な し</p>	<p>決 定</p>

## 会 議 要 旨

### 1 開会

### 2 会議の公開等について

議案第2号，議案第3号，その他(5)及びその他(6)については，非公開で審議する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

### 3 令和3年度第3回教育委員会定例会の会議録の承認

令和3年度第3回教育委員会定例会の会議録について，承認する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

### 4 議案

#### 議案第1号 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 鹿児島県いじめ防止等対策委員会条例制定に伴い，附属機関として「鹿児島県いじめ防止等対策委員会」を設置することによる所要の改正を行おうとすることについて 一

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) これまでは附属機関ではなかったため，その都度設置するという形で運営され，教育委員会として重大事態を認定してから調査をスタートさせていたと思う。

常設になった場合，学校現場で重大事案が発生した時に，新設されるいじめ防止等対策委員会は，どのようなタイミングで調査活動をスタートさせることになるのか，以前と比べて手続きにどのような変化があるのか，教えてほしい。

(高校教育課長) 以前の委員会は常設ではなく，その都度求めに応じて人選を始めていたため，委員会の設置に少し時間を要していた。

新設の委員会は，あらかじめ任期を2年と定めた常設の委員会ということで対応していただくことになるので，以前よりも迅速に対応できることになると思う。

(島津委員) 教育委員会がいじめ防止等対策委員会に対して，いじめ調査を依頼する形になるのか。

(高校教育課長) そのとおりである。

(島津委員) 最終的には，いじめ防止等対策委員会が調査した結果を教育委員会に報告することになるのか。

(高校教育課長) そのような形になると思う。

(教育長) 基本的にはいじめ防止等対策委員会に諮問して，答申が出る形になる。

(島津委員) いじめ対策がスムーズに行われているかどうかということについては、定例の活動として、この附属機関が毎年行っていくという理解でよろしいか。

(高校教育課長) 条例第2条の所掌事務のところに記載があるが、いじめの重大事態に係る調査に加えて、県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策が実効的なものになっているかという調査、審議をお願いすることになっている。これは定期的に行う予定であるが、どのくらいの頻度で行うかということは、いじめ防止等対策委員会の委員の方々と連絡、調整をしながら決めていくことになると思う。例えば、学校の現場を見てもらったり、学校の先生方にいじめ対策の取組状況について、話をさせていただいたりするなど、様々な工夫をしながら、調査、審議をしていただきたいと思う。

(島津委員) 実効性が上がるように取り組んでいただきたい。

(原之園委員) いじめ防止等対策委員会の活動スケジュールについて教えてほしい。

(高校教育課長) 現在、各職能団体に対して、中立性、公平性が確保できるような形で、委員の人選を依頼しているところである。その職能団体等の推薦に時間がかかるので、秋口ぐらいに第1回の会議を開くことができると考えている。会議の頻度や時期等については、委員の御意見を事務局とすり合わせて考えてまいりたい。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

## 5 その他

### (1) 令和3年第2回県議会定例会の状況について

— 令和3年第2回県議会定例会に提案された議案や主な質問事項等について —

〈副教育長が資料に沿って説明〉

— 県立学校における新型コロナウイルス感染対策について —

〈保健体育課長が補足説明〉

〈質疑〉

(島津委員) いじめ防止等対策関連で、重大事案以外でも、調査が必要とされるものについては、教育委員会から附属機関に諮問や調査を依頼することができるかと理解してよろしいか。

(高校教育課長) いじめ防止対策推進法の第28条に重大事態に係る部分が記載されているが、同法第24条において、いじめ等の報告を受けた時は必要に応じ、当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行

うものとするという記載がある。例えば、生徒や保護者と学校の見解が異なる場合や、学校におけるいじめの有無を確認する措置が不十分であると思われるような場合などについて、委員会にその事実関係の調査を委ねることを考えている。

(島津委員) 教職員の不祥事に関連して、管理職による個別面談を新たに始めるというような表現が出てきたが、これは管理職による個別面談が今までされていなかったということか。

(教職員課長) 教員の不祥事を受けて、本年4月のサービス関係通知の中で、4月から5月までを個別サービス指導強化期間と設定して、県立学校や小・中学校も含めて、指導しているところである。  
これまでも個別の面談は実施していたが、その中で、全員を対象にサービス指導をすることになったということである。

(馬場委員) いじめ事案に関して、調査をするだけでなく、学校でいじめを無くしてほしいとか、学校で仲良く部活をしたいとか、実質的な面があると思うが、調査をすることと並行して、子供たちが何を求めているかということもしっかりと見ていく必要があるのではないかと思う。

(高校教育課長) いじめ防止対策推進法では、いじめの報告を受けた学校が、いじめの有無の確認を行うための措置を取ったり、学校でいじめられた子供に対する支援、いじめた子供に対する指導など、いじめ防止のための措置を講じなければならないとされている。その措置が適切であったかどうかということも委員会で審議をしていただく。

条例第24条で保護者と学校の見解が異なったり、いじめの有無の確認を行うための措置が不十分であるといったものについて、委員会に調査を委ねて、学校としての措置がどうあるべきであったのかということも検証していただければと思っている。そのようにして、いじめ防止やいじめが起きた際の対応が実効的なものになるようにしてまいりたい。

(馬場委員) 調査と並行して、いじめを受けている子供のケアもされるということではよろしいか。

(高校教育課長) 新設のいじめ防止等対策委員会は、調査機能に加えて検証機能を持つ委員会である。検証機能の部分で、個別の事案について検証して、学校がどうあるべきなのか、どのように指導していくべきなのかというような助言をいただくような機能も持たせている。

(馬場委員) 調査の結果、いじめがあったということになれば、被害者だけでなく加害者も関わっているので、慎重な対応が必要ではないかと思う。

(教育長) 学校におけるいじめに対する措置の話と調査の話をしっかり分けて話をしてもらったほうが良いと思う。

(馬場委員) 委員会での調査は、学校が適切な対応ができているかどうかを調査するという事によろしいか。

(高校教育課長) 学校でいじめを受けたときの学校の措置については、まず、教職員等でいじめに係る相談を受けた者は、いじめの事実があると思われる場合は、必ず子供が在籍する学校に通報するという措置を取らなければならない。

通報を受けた学校は、当該学校に在籍している児童生徒がいじめを受けていると思われる時には、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を学校の設置者に、県立高校で言えば県教委に報告するという形になる。

学校の設置者としての仕事は、その報告を受けた時は必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講じることが指示し、また、当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行うものとしてされている。

これらの措置について、保護者と学校の間で見解が違う場合や条例第23条で学校の措置として実施した内容が適切であったかどうか、いじめに至る過程がどうだったか、いじめの解消について対処法が正しかったかどうか、そして、再発防止のためにどうあるべきかということなどを調査、審議していただく。さらに、それをフィードバックして、学校で指導に生かしていくという流れになるかと思う。

そのような中で、被害者の児童の支援や加害者の児童への指導という部分が出てくると思うが、そのようなことも含めて、いじめ防止等対策委員会からいただいた意見を県教委として学校にフィードバックして、学校と県教委が共に対応していくという仕組みになる。

(今村委員) 今の説明を言葉で聞くだけでは分かりにくい。いじめ問題にはステークホルダーが多く、いじめられた子供、いじめた子供、それぞれの家族、学校、教育委員会及び今回新設される委員会等があるが、いじめについてはこのようにしてしっかりと対応しているということが一般の人に向けて分かりやすく説明できると良い。

また、条例に定められる内容も多岐に渡っており、馬場委員の御質問にもあったが、誰がどこで、どの責任で何をするのかということが分かりにくいので、その点も分かりやすく説明できる仕組みを作る必要があるのではないか。

特に、常設の委員会を作ることによってどのようなことが改善されるのかという部分も合わせて、分かりやすい説明ができると良いと思う。

(質疑終了)

## (2) 令和3年度かごしまジュニア検定について

- ー 令和3年度かごしまジュニア検定の実施時期や参加予定校・参加予定者数等について ー

(義務教育課長が資料に沿って説明)

〈質疑〉

(島津委員) この検定は毎年受検者が増えて、非常に素晴らしいことだと思う。

今まで受検の時期が1, 2月ぐらいだったものを、今回から7月に変えたわけだが、時期をずらすことによる効果はどの程度想定されるのか。

また、この検定の対象の児童生徒数と参加予定者数は、どのような割合になっているのか。対象は全員だが、実際の参加予定者は全員ではないと思う。

(義務教育課長) 時期の変更による効果については、一概には言えないが、7月14日が県民の日で、郷土に対する理解と関心を深めるということで、受検してみようという児童生徒が多くいることを期待している。

受検者数については手元にはないが、学校数で言うと小学校約500校のうちほとんどの学校が、中学校約200校のうち120校程度が参加している。

(島津委員) 受検者数が増えたのは努力された結果だと思うので、悉皆になればと期待をしている。

(原之園委員) 郷土教育を推進する上で、子供たちが興味関心を持って取り組める内容だと思う。計算してみると、小学校5, 6年生は人数的に約3分の2の児童が受検している。中学生は1, 2年生で約3分の1ぐらいの生徒が受検している。私も問題を解いてみたが、郷土教育に関する良い問題だと思ったので、さらに広報を充実させて、多くの児童生徒が受検してくれればと思う。

ただ、中学生と小学生の合格者数について、中学生の方が少なく、小学生の方が多いというのが少し不思議に感じた。

(義務教育課長) 合格者数については、事前にこの検定について勉強する資料を配っているが、それについてどの程度勉強しているかという点も差が出ている部分だと思う。中学生になると、勉強時間が少なくなっているのかもしれない。勉強用の資料も配付しているので、勉強してから取り組んでもらうように呼び掛けていきたい。

〈質疑終了〉

### (3) 令和4年度使用教科書採択事務について

— 令和4年度使用教科書採択事務の概要や事務の流れ等について —

〈高校教育課長及び高校教育課指導監が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 歴史総合という教科について、今まで日本のことだけが中心で理解しづらかった。今回から歴史総合になり、世界との繋がりが



より明確になったことで、世界の歴史、日本の歴史を含めて、すごく掴みやすくなったのではないか。また、その関係で、明治日本の産業革命遺産もより理解してもらえるようになるのではないかと思う。

(堀江委員) 家庭学習の際に、家庭にタブレット端末がない生徒は、学校の端末を持ち帰って、学習に使うことはできるのか。あるいは、高校は3人に1台端末となっているので持ち帰ることは難しいのか。

(高校教育課指導監) 現在は3人に1台の整備となっているが、秋口になると約1.9人に1台の整備となる予定である。これをなるべく家庭に持ち帰ることができるように、なおかつ1人1台端末の環境が整備できるように、関係各所と連携を取りながら、整備してまいりたい。  
もし、タブレット端の持ち帰りができない場合は、家庭学習については、生徒が所有しているスマートフォン等で対応することになる。

〈質疑終了〉

#### (4) 第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会の設立等について ー 県実行委員会の概要や令和3年度の主な事業計画等について ー

〈高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 総文祭は認知度という面で、インターハイなどと比べてあまり知られていないので、認知度を上げるためにも積極的にPRして盛り上げていただきたい。  
また、4月に知事部局が作成した文化芸術推進基本計画案の中に総文祭が記載されていなかった。パブコメの募集があったため、総文祭を入れた方が良いのではないかということを書かせていただいて、計画の中に入れてもらえることになったが、知事部局においてもあまりよく理解していなかったということもあった。ぜひしっかりと広報して、多くの方に参加して盛り上げていただけるような大会にしてほしい。

(総合文化祭推進室長) 認知度の低さについては、文化系部活動に加入している生徒の割合が約20%で、体育系部活動に加入している生徒が約50%であるということも関係しているのではないかと思う。

4月の委員研究会で島津委員に文化芸術推進基本計画に入っていなかったことを教えていただいたので、再度確認し、知事部局の文化振興課にも改めてお願いしたところである。

(馬場委員) 総文祭のマスコットキャラクターの名前は決まっているのか。

(総合文化祭推進室長) 名前は7月14日まで募集中であり、今のところ約1,000件の案が集まっているところである。その中から10月頃に決定する予定である。

〈質疑終了〉

- 6 議案  
議案第2号 鹿児島県立図書館協議会委員の任命について  
(非公開)
- 議案第3号 鹿児島県立博物館協議会委員の任命について  
(非公開)
- 7 その他  
(5) 令和3年度鹿児島県教科用図書選定審議会等について  
(非公開)
- (6) 地域文化功労者表彰の候補者の推薦について  
(非公開)
- 8 閉会